

# 鯖江市国際交流協会会則

## (名称)

第1条 この会は、鯖江市国際交流協会『SABAE INTERNATIONAL ASSOCIATION』(以下「協会」という。)と称する。

## (事務所)

第2条 協会の事務所を鯖江市長泉寺町 1-9-20 鯖江市民活動交流センター内に置く。

## (目的)

第3条 協会は、鯖江市民と世界の人々との文化、スポーツ、教育、産業等の交流を促進し、国際社会に対応できるまちづくり、ひとづくりをはじめ、国際間の相互理解、友好親善、国際平和に寄与することを目的とする。

## (事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際化促進事業・国際交流事業の計画及び実施
- (2) 国際交流ボランティアの育成及び募集
- (3) 国際交流に関する情報の収集及び提供
- (4) 国際交流・国際理解に関する市民への啓蒙及び知識の普及
- (5) 国際交流実施団体への支援
- (6) その他協会の目的達成に必要な事業
- (7) 外国籍児童・生徒サポート事業の支援

## (組織)

第5条 1.協会は、協会の目的に賛同し、会費を納入した会員(以下「会員」という。)をもって組織する。  
2.会員は、個人及び賛助会員とする。  
3.会員の資格喪失は理事会で承認されたときとする。

## (役員)

第6条 1.協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2.理事及び監事は、総会において個人会員のなかから選任する。  
3.会長、副会長、事務局長、事務局次長は、理事の互選とする。  
4.役員の内任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。  
5.協会に顧問を置くことができる。  
6.役員の内補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員の仕事)

- 第7条 1.会長は、協会を代表し、会務を総理し、会議を招集する。  
2.副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるとき、その職務を代理する。  
3.理事は、会長及び副会長とともに理事会を組織し、会務の執行にあたる。  
4.監事は、協会の会計及び事務を監査する。  
5.顧問は、理事会で推薦し、会長が委嘱する。

### (委員会の設置)

- 第8条 1.協会は必要に応じ委員会を設置することができる。  
2.委員長、副委員長は、会長が理事のなかから任命する。  
3.委員は個人会員によるものとする。

### (会議)

- 第9条 1.会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。  
2.総会は会員をもって構成し、理事会は理事をもって構成する。  
3.通常総会は、毎年1回開催し、臨時総会は会長が必要と認めるときに開催する。  
4.総会及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。

### (総会)

- 第10条 総会は、次に掲げる事項を審議し、出席者の過半数により決定する。可否同数のときは、議長がこれを決定する。
- (1) 予算及び決算に関すること。
  - (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
  - (3) 会則の改正に関すること。
  - (4) 役員を選任に関すること。
  - (5) その他会長が必要と認めた事項。

### (理事会)

- 第11条 1.理事会は、次に掲げる事項を審議する。
- (1) 総会に付議すべき議案に関すること。
  - (2) 総会で議決した事項の執行に関すること。
  - (3) 総会の議決を要するもので、緊急を要し、総会を招集する期間がないと認められる事項。ただし、この場合には、事後の総会に報告し、承認を受けるものとする。
  - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行等に関すること。
- 2.会長は、特に緊急の必要により会議を開催する期間がないとき、又は軽微な事項については、持ち回りの方法により、各理事の表決を求めることができる。

### (事務局)

- 第12条 1.協会の事務を処理するため事務局を置く。  
2.事務局に必要な職員を置くことができる。

### (会計)

- 第13条 協会の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- |     |     |      |           |
|-----|-----|------|-----------|
| (1) | 年会費 | 個人会員 | 1口2,000円  |
|     |     | 学生会員 | 1口1,000円  |
|     |     | 家族会員 | 1口3,000円  |
|     |     | 賛助会員 | 1口10,000円 |

- ※ 学生会員範囲:高校生、工業高等学生、大学生、大学院生
- ※ 家族会員範囲:1 家族同居している家族をいう
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

#### (会計年度)

第14条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### (委任)

第15条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が理事会にはかり別に定める。

### 附則

#### (施行期日)

1 この会則は、協会設立のときから施行する。

#### (会計年度の特例)

2 協会の設立初年度の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立日から平成5年3月31日までとする。

#### (役員の特例)

3 役員の任期は年度をもって起算する。ただし、設立当初の役員の任期は、平成4及び5年度とする。

#### (入会金・年会費の特例)

4 入会金・年会費の徴収は平成5年度からとする。

### 附則

#### (施行期日)

1 この会則は、平成6年4月23日から施行する。

### 改正

平成 6年 第10条改正  
平成10年 第6条及び第13条改正  
平成12年 第6条改正  
平成18年 第2条、第6条及び第7条改正  
平成22年 第4-7項追加、第13条改正